

○神奈川大学における研究に係る不正行為等の防止及び対応に関する規程

平成27年3月26日

規程第1053号

改正 平成29年6月8日規程第1119号

平成29年8月29日規程第1126号

平成30年7月5日規程第1160号

令和元年8月1日規程第1195号

令和2年5月28日規程第1247号

令和3年12月23日規程第1340号

令和4年3月3日規程第1353号

令和5年3月2日規程第1438号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、神奈川大学研究倫理綱領（以下「倫理綱領」という。）を踏まえ、神奈川大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用（以下「不正行為等」という。）の防止並びに不正行為等が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めることにより、研究者がその社会的責任を果たし、本学における研究の信頼性及び公正性並びに適正な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

(学部生、大学院生又は研究生の責務)

第1条の2 学部生、大学院生又は研究生のうち研究に携わる者は、指導教員の下、この規程に定められている事項を踏まえて研究に従事するものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究」とは、科学・文化の諸領域における専門的・学際的・総合的に行う個人研究、受託研究、学内外の諸機関等との共同研究、プロジェクトによる研究等をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学教職員のほか本学において研究活動に携わる者（本学が設置する研究所・センターに所属する客員教授、研究員及び研究員受入れに関する規程に基づき受け入れた研究者を含む。）をいう。

3 この規程において「研究費」とは、本学が研究者に交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費をいう。

- 4 この規程において「公的研究費」とは、研究費のうち、次に掲げるものをいう。
- (1) 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費
- 5 この規程において「研究活動に係る不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。ただし、科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであったときは、除く。
- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究成果等を作成する行為
 - (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
 - (3) 盗用 他の研究者のアイデア、試料、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
 - (4) 前3号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
 - (5) 前各号に掲げる行為のほか、研究活動に係る不適切な行為（二重投稿、不適切なオーサーシップ等）であって、研究倫理の理念と研究者の行動規範からの逸脱の程度が甚だしいもの
- 6 この規程において「研究費の不正使用」とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。
- (1) 架空の取引により本学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させる行為
 - (2) 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を本学に支払わせる行為
 - (3) 虚偽の申請に基づき出張旅費等を本学に支払わせる行為
 - (4) 虚偽の申請に基づきポスト・ドクター、リサーチ・アシスタント等の報酬等を本学に支払わせる行為
 - (5) 法令、学内諸規程又は当該研究費の使用に係る指針等に定められた用途以外の用途に使用する行為
 - (6) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
- 7 この規程において「研究資料」とは、文書、数値データ、画像等の研究資料及び実験試料、標本等の有体物をいう。
- 8 この規程において「配分機関」とは、第2条第4項の公的研究費を配分する機関をい

う。

9 この規程において「学外研究機関」とは、受託研究による委託先機関及び共同研究における相手先機関等をいう。

10 この規程において「悪意」とは、通報により不正行為等の疑いが指摘された研究者（以下「調査対象者」という。）を陥れるため又は調査対象者の研究を妨害するため等、専ら調査対象者に何らかの不利益を与えること又は調査対象者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。

（研究者の責務）

第2条の2 研究者は、不正行為等を行ってはならず、また、他者による不正行為等の防止に努めなければならない。

2 研究者は、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を受講しなければならない。

3 学部生、大学院生又は研究生のうち研究に携わる者を指導する研究者は、当該学部生、大学院生又は研究生に研究倫理の理念と研究者の行動規範を理解させるための必要な教育を行うように努めなければならない。

4 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究資料を別に定める神奈川大学における研究データの取扱いに関するガイドラインにより適切に保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 研究に関する管理責任体制

（最高管理責任者等）

第3条 学長は、最高管理責任者として本学全体を統括し、不正行為等の防止について最終責任を負うとともに、本学における不正防止についての基本方針を策定し、周知する。また、学長は、次項の統括管理責任者及び第3項のコンプライアンス推進責任者が責任を持って不正行為等の防止のための適切な運営及び管理を行うことができるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 総合学術研究推進委員会副委員長は教学組織の、事務局長は事務局の、それぞれの統括管理責任者として学長を補佐し、不正防止についての基本方針に基づき、本学全体における不正行為等の防止のための具体的な対策を策定し、次項のコンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、実施状況を確認し、学長に報告しなければならない。

3 各学部長、大学院各研究科委員長、各研究所長、言語研究センター所長、アジア研究

センター所長及び図書館長並びに事務局の研究費の支出に係る部局の各部署長は、前項の統括管理責任者の指示の下、コンプライアンス推進責任者としてその所掌する各教学組織及び各部局における不正行為等の防止のための具体的な対策を実施し、その管理及び監督を行う。

- 4 前項のコンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の責任者として、その所掌する各教学組織及び各部局の研究者に対して、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施し、受講させなければならない。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、不正行為等の防止のための具体的な対策の実施を補佐させるために、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。
- 6 学長は、第2項の報告を受け、不正行為等の防止のための具体的な対策として実施する事項を遵守しない研究者に対し、研究費の執行停止を命じることができるとともに、事務職員に対しては、研究費の管理に関与しないことを命じることができる。
- 7 第1項から第6項までに規定する各責任者の職名は、本学内外に公表するものとする。

第3章 研究倫理委員会等

(研究倫理委員会)

第4条 倫理綱領の遵守を推進するとともに、研究者による不正行為等を防止するため、総合学術研究推進委員会規程第14条の規定に基づき、研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

- 2 倫理委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 総合学術研究推進委員会副委員長
 - (2) 大学院各研究科委員長
 - (3) 図書館長
 - (4) 担当事務局次長
 - (5) 学長室長
 - (6) 研究推進部長又は部次長
 - (7) 学長が必要と認める者
- 3 倫理委員会に倫理委員会委員長を置き、総合学術研究推進委員会副委員長をもって充てる。
- 4 倫理委員会は、倫理委員会委員長が招集し、議長となる。
- 5 倫理委員会は、委員総数の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で

決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(倫理委員会の職務)

第5条 倫理委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 研究者の研究倫理意識を高めるために必要な、コンプライアンス教育及び研究倫理教育並びに研修等の実施計画及び内容等に関する審議

(2) その他研究倫理に関する審議

2 人を対象とする研究に係る倫理審査については、別に定める神奈川大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程による。

3 動物実験、遺伝子組換え実験等に係る研究倫理審査については、安全委員会の定めるところによるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、学部等からの要望により、倫理委員会が必要と認めるときは、倫理委員会において、研究倫理審査を行うことができる。

(専門委員の委嘱)

第6条 倫理委員会委員長は、審議内容の専門的事項に関して、学長と協議の上、必要に応じて本学教職員又は学外の有識者を専門委員として委嘱することができる。

2 専門委員は、倫理委員会委員長の求めにより、専門的見地から意見を述べることができる。

第4章 不正行為等に関する相談窓口及び通報窓口

(相談・通報窓口)

第7条 不正行為等についての相談及び通報のための窓口を研究推進部に設置し、研究推進部長が対応する。

2 相談及び通報は、学内外の全ての者が行うことができる。

3 研究推進部長は、相談者及び通報者からの問合せに適切に対応するものとする。

4 第1項に定めるもののほか、相談及び通報に関する業務の全部又は一部を第三者機関に委託することができる。この場合において、当該委託に関し必要な事項は、別に定める。

(相談の取扱い)

第8条 相談は、書面、電話、電子メール、面談等の手段で行うものとする。

2 研究推進部長は、相談の内容が不正行為等にあたる恐れがあると認めるときは、相談者に事前に通知した上で、相談内容を第9条第1項又は第2項に規定する通報として扱うことができる。

- 3 相談の内容が、不正行為等が行われようとしている、又は不正行為等を求められている等であるときは、研究推進部長は、学長及び事務局長に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったとき、学長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して、不正行為等を行ってはならない又は不正行為等を求めてはならない旨を警告するものとする。

(通報の取扱い)

第9条 通報は、書面、電話、電子メール、面談等の手段で自らの氏名を明らかにした上で行うものとし、不正行為等を行ったと疑われる研究者の氏名又はグループ名並びに不正行為等の内容及び不正であるとする合理的理由等を可能な限り明示しなければならない。

- 2 匿名の通報があったときは、前項の規定にかかわらず、通報の内容に応じ、前項の通報に準じて取り扱うことができるものとする。
- 3 報道又は学会等（以下「報道等」という。）により研究者の不正行為等の疑いが指摘されたときは、第1項の通報に準じて取り扱うものとする。
- 4 研究推進部長は、通報を受けたときは、直ちに、学長、倫理委員会委員長及び事務局長に報告するものとする。
- 5 学長は、通報の内容が本学が調査を行うべき機関に該当しないときには、調査機関に該当する機関に当該通報を回付するものとする。
- 6 学長は、通報の内容が公的研究費による研究のときには、通報を受けた日から30日以内に、配分機関にその内容とともに第11条による調査の実施要否を通知するものとする。
- 7 研究推進部長は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知りえないときは、通報が匿名による場合を除き、通報者に当該通報を受け付けた旨を通知するものとする。

(窓口職員の責務)

第10条 相談又は通報の受付に当たっては、研究推進部長は、相談者又は通報者の秘密を厳守し、相談者又は通報者の保護に努めるものとする。

- 2 研究推進部長は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、電話、電子メール等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞きできないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

第5章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第10条の2 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本学教職員等でなくなった後も、同様とする。

2 学長は、通報者、調査対象者、通報内容、調査内容及び調査過程について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び調査対象者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密の保護に努めるものとする。

3 学長は、当該通報に係る事案が外部に漏えいした場合は、通報者及び調査対象者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は調査対象者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了解は不要とする。

4 学長又はその他の関係者は、通報者、調査対象者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、調査対象者、調査協力者及び関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報者等の保護)

第10条の3 学長は、不正行為等に関する通報者、調査対象者及び調査協力者に対し、通報者、調査対象者及び調査協力者となったことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないよう十分な配慮を行うものとする。

(悪意に基づく通報)

第10条の4 全ての者は、悪意に基づく通報を行ってはならない。

2 学長は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることができる。

3 学長は、前項の措置が講じられたときは、関係省庁等に対して、その措置の内容等を通知し、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときには、当該学外研究機関又は配分機関にも通知する。

第6章 不正行為等に関する調査及び不正行為等調査委員会

(不正行為等の調査要否の判断)

第11条 倫理委員会委員長は、通報（報道等を含む。以下同じ。）の受付後速やかに、通報の内容の合理性を判断するとともに、当該内容が不正行為等に関わるもので、当該内容が客観的かつ合理的な根拠に基づくものであるかを予備調査し、不正行為等の事実の有無を確認する調査の要否を判断する。

2 倫理委員会委員長は、不正行為等の事実の有無を確認する必要があるか否かの判断を

学長に報告する。

- 3 学長は、不正行為等の事実の有無を確認する必要があると報告を受けたときは、通報を受けた日から原則として30日以内に不正行為等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。また、学長は、不正行為等の事実の有無を確認する必要がないと報告を受けた場合において、本学以外の機関に所属する者が当該通報に関与している可能性があるときは、当該機関に通知するものとする。
- 4 倫理委員会委員長は、不正行為等の事実の有無を確認する必要がないと判断した場合は、その旨を理由とともに通報者に通知する。また、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときには、不正行為等の内容が研究費の不正使用の場合は当該学外研究機関又は配分機関に報告し、不正行為等の内容が研究活動に係る不正行為の場合は、当該調査に係る資料等を保存し、その事案に係る学外研究機関、配分機関又は通報者の求めに応じ開示するものとする。

（不正行為等調査委員会）

第12条 前条第3項に基づき設置する調査委員会は、次に掲げるものをもって構成する。

ただし、選出又は指名される調査委員は、本学教職員の場合は通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とし、学外機関に所属する者は、本学、通報者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。

- (1) 第4条第2項各号に掲げる委員のうちから、互選により選出された者 2名
 - (2) 学長が指名する外部有識者 2名以上
 - (3) 必要に応じて学長が指名する者
- 2 前項各号に掲げる委員の人数は、必要に応じて増やすことができるものとする。この場合において、前項第2号の委員数は、同項第1号の委員数以上とする。
 - 3 調査委員会に調査委員会委員長1名を置き、第1項第1号の調査委員のうちから、調査委員会において選出する。
 - 4 調査委員会委員長は、調査委員会を代表し、調査委員会の業務を統括する。
 - 5 調査委員会は、調査委員会委員長が招集し、議長となる。
 - 6 調査委員会は委員総数の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 調査委員会は、調査委員会を設置した日から起算して30日以内に調査を開始するものとする。ただし、次条第3項の規定により調査委員が交代したときは、交代が決定した日から起算して20日以内に調査を開始するものとする。

8 調査委員会の解散時期は、学長が決定する。

(調査委員会設置の通知等)

第13条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会の構成員の氏名、所属その他身分に関する事項及び調査委員会の調査権限について、通報者及び調査対象者に通知する。

2 通報者及び調査対象者は、第1項の規定により通知された調査委員会の構成員に異議があるときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に書面により、学長に対して異議申立てを行うことができる。

3 学長が前項の異議申立ての内容を審査し理由があると認め、当該異議申立てに係る調査委員を交代したときは、その旨を通報者及び調査対象者に通知する。

4 学長が第2項の異議申立てを棄却したときは、書面により、理由を付して、速やかにその旨を異議申立てを行った者に通知する。

(関係機関への報告等)

第14条 学長は、第11条第3項に規定する調査委員会を設置したときは、関係省庁等に対して報告を行い、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときには、当該学外研究機関又は配分機関に対しても、その旨を報告する。

2 学長は、調査対象者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも報告する。

(調査委員会による調査の実施)

第15条 調査委員会は、不正行為等の有無及び内容並びに関与した者及びその関与の程度について調査を実施し、研究費の不正使用のときには、その相当額等についても調査を実施する。

2 調査委員会は、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときは、当該学外研究機関又は配分機関に、調査方針、調査対象、方法等について報告し、協議するものとする。

3 調査委員会は、調査を行うにあたり、調査対象者並びに調査事案の関係者及び調査協力者に対して調査事案に係る資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、研究資料の精査、関係者のヒアリング等を行うことができるとともに、調査対象者へ弁明の機会を与えなければならない。

- 5 調査委員会は、調査対象者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、調査対象者から再実験等の申出があり、調査委員会が必要と認める場合は、合理的に必要と判断される範囲においてそれに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保証するものとする。この場合において再実験等は、調査委員会の指導・監督の下で行うこととする。
- 6 通報者、調査対象者その他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう、真実を忠実に述べるなど、調査に誠実に協力しなければならない。
- 7 調査委員会は、通報者及び調査対象者並びに調査事案の関係者及び調査協力者が虚偽の情報を提供したと認められる場合は、その旨を倫理委員会に報告し、必要があると認めるときは、適切な措置をとるよう求めるものとする。

(調査の対象)

第15条の2 調査の対象には、通報された事案に係る研究活動のほか、調査委員会が相当と認めるときは、関連した調査対象者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第15条の3 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる研究資料その他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる研究資料その他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、調査対象者の研究活動を制限してはならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第15条の4 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲を超えて漏えいすることのないよう、十分配慮しなければならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第15条の5 調査委員会の本調査において、調査対象者は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第15条第5項の定める保証を与

えなければならない。

(調査事案が研究活動に係る不正行為の場合の認定の手続)

第15条の6 調査委員会は、調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめることとし、不正行為等が行われたか否か、不正行為等と認定された場合はその内容及び悪質性、並びに不正行為等に関与した者とその関与の度合い、研究活動に係る不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の役割その他必要な事項を認定する。

- 2 前項の認定にあたり、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査事案が研究費の不正使用の場合の認定の手続)

第15条の7 調査委員会は、通報を受けた日から起算して210日以内に調査した内容をまとめることとし、不正行為等が行われたか否か、不正行為等と認定された場合はその内容及び悪質性、並びに不正行為等に関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

- 2 前項の認定にあたり、210日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の方法)

第15条の8 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為等か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、調査対象者による自認を唯一の証拠として不正行為等を認定してはならない。

- 3 調査委員会は、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為等であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為等を認定することができる。保存義務期間の範囲に属する研究資料又は関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、調査対象者が不正行為等を行ったとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の報告)

第16条 調査委員会は、第15条の6第1項及び第3項並びに第15条の7第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項により報告を受けた認定結果を関係省庁等に対して報告を行う。
- 3 学長は調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときには、当該学外研究機関又は配分機関に対しても、その旨を報告する。
- 4 学長は、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究活動に係る不正行為のときには、本調査の開始後、150日以内にまとめられた調査の結果の最終報告書を当該学外機関又は配分機関に速やかに提出する。
- 5 学長は、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究費の不正使用のときには、通報を受けた日から210日以内に調査の結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該学外研究機関又は配分機関に提出する。第15条の7第2項に基づき、期限までに調査が完了しない旨を承認した場合であっても、調査の中間報告を当該学外研究機関又は配分機関に提出するものとする。

(認定結果の通知)

第17条 学長は、通報者、調査対象者及び調査対象者以外で不正行為等に関与したと認定された者に、第15条の6第1項及び第3項並びに第15条の7第1項及び第3項に規定する認定結果を速やかに通知する。

- 2 学長は、調査対象者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 3 学長は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

(調査中における措置)

第18条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、調査対象者に対して、調査事案に係る研究費の執行停止等の必要な措置を講ず

ることができる。

- 2 学長は、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究の場合において、当該学外研究機関又は配分機関から求められたときは、調査中であっても、調査事案に係る進捗状況報告又は中間報告を当該学外研究機関又は配分機関に提出しなければならない。
- 3 学長は、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究の場合において、当該学外研究機関又は配分機関から求められたときは、調査中であっても、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。
- 4 学長は、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究において研究費の不正使用の場合、不正行為等の事実が一部でも確認されたときは、調査中であっても、速やかに認定し、当該学外研究機関又は配分機関にその旨を報告するものとする。

第7章 不服申立て及び再調査

(不服申立て)

第19条 調査対象者は、第17条の規定により通知された認定に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、調査委員会に対して不服申立てを行うことができる。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（調査対象者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、その認定について、前項により、不服申立てを行うことができる。

(再調査)

第20条 不服申立てがあったときは、調査委員会は、不服申立ての内容を検討し、再調査の実施をするか否かを決定する。

- 2 調査委員会委員長は、不服申立てがあったときは、速やかに学長に報告する。
- 3 学長は、不服申立てがあったときは、関係省庁等に対して報告するとともに、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究において研究活動に係る不正行為のときには、当該学外研究機関又は配分機関に対しても、その旨を報告する。不服申立てを却下又は再調査開始を決定したときも同様とする。
- 4 調査委員会が当該事案の再調査を行うまでもなく不服申立てを却下することを決定した場合には、調査委員会委員長は、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不

服申立人に対し、その決定を通知しなければならない。

- 5 調査委員会が、再調査の実施を決定した場合で、調査委員会が必要と認めたときは、調査委員の全部又は一部を変更することができる。この場合であっても、新たな調査委員は、第12条第1項に準じて構成する。
- 6 調査委員会委員長は、再調査の実施の有無を速やかに学長に報告する。
- 7 調査委員会委員長は、不服申立てがあったときは、前条第1項による不服申立ての場合には通報者に、前条第2項による不服申立ての場合には調査対象者に通知しなければならない。不服申立ての却下又は再調査の実施の有無を決定した時も同様とする。

(再調査の実施)

第21条 調査委員会は、第19条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、速やかに再調査を実施し、原則として、再調査の開始から50日以内に、その結果を調査委員会委員長から学長に報告する。ただし、50日以内に調査結果の決定ができない合理的な理由がある場合には、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出てその承認を得るものとする。

- 2 調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 3 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知しなければならない。

(再調査の認定結果の通知)

第22条 学長は、再調査の結果を速やかに通報者、調査対象者及び調査対象者以外で不正行為等に関与したと認定された者に書面により通知しなければならない。不服申立人が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 学長は、前条第1項に規定する報告を受けたときは、関係省庁等に対して報告するとともに、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときには、当該学外研究機関又は配分機関に対しても、その旨を報告する。

第8章 調査結果の取扱い

(理事長への報告等)

第23条 学長は、第16条第1項及び第21条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかにその旨を理事長に報告するとともに、所属する学部の学部長又は大学院研究科の委

員長に通知し、第16条第1項及び第21条第1項の規定による報告が不正行為等の事実を認定するものであった場合は、学内諸規程にのっとり、懲戒処分を含む適切な措置を求めるものとする。

- 2 学長は、不正行為等に関与した者に対して処分が科されたときは、関係省庁等に対して、その処分の内容等を通知するとともに、調査事案が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときには、当該学外研究機関又は配分機関にも通知する。

(研究費の使用中止)

第24条 学長は、不正行為等を認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第25条 学長は、被認定者に対して、研究活動に係る不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

- 3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除)

第25条の2 学長は、不正行為等が行われなかったものと認定された場合は、第18条に基づく研究費の執行停止等の必要な措置を解除しなければならない。

- 2 不服申立てがないまま申立期間が経過した場合又は不服申立ての審査結果が確定した場合は、第15条の3第1項及び第2項に基づく証拠保全措置を、速やかに解除しなければならない。

(管理責任者等の責任)

第26条 第3条第1項から第5項までに規定する各責任者は、当該各責任者としての役割が十分に果たされず、結果的に不正行為等を招いていたときは、学内諸規程にのっとり、懲戒処分を含む適切な措置を受けるものとする。

(是正措置等)

第26条の2 調査の結果、不正行為等が行われたものと認定された場合には、統括管理責任者は、速やかに再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

- 2 統括管理責任者は、関係する教学組織及び事務局の各部局の長に対し、是正措置等の

実施を命ずることができる。

- 3 学長は、前2項に基づいて是正措置等を実施した場合には、その旨を関係省庁等に対して報告するとともに、認定された不正行為等が学外研究機関との共同研究等又は公的研究費による研究のときには、当該学外研究機関又は配分機関にも報告する。

(調査結果の公表等)

第27条 学長は、調査の結果、不正行為等の事実が認定されず、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉の毀損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

- 2 学長は、調査の結果、不正行為等の事実が認定された場合は、本学ホームページその他適切な方法により、これを公表するものとする。ただし、合理的理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

- 3 前項に規定する公表の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調査の経緯及び概要
- (2) 調査体制及び調査内容
- (3) 調査の結果（不正行為等の内容、関与した研究者の氏名等）
- (4) 本学が行った措置
- (5) 不正行為等の発生要因及び再発防止策

第9章 補則

(準拠)

第28条 研究に係る不正行為等の防止及び対応に必要と認められる事項については、この規程に定めるもののほか、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学省）及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（文部科学省）並びに関係省庁等が定める指針等に準拠し、取り扱うものとする。

(事務の所管)

第29条 この規程に関する事務は、事務局長の統括の下、研究推進部及び学長室が所管する。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成27年3月26日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 神奈川大学における競争的資金等の不正使用に係る調査に関する規程（平成20年10月30日規程第788号）

(2) 神奈川大学研究倫理審査委員会規程（平成24年4月26日規程第963号）

附 則（平成29年6月8日規程第1119号）

この規程は、平成29年6月8日から施行する。

附 則（平成29年8月29日規程第1126号）

この規程は、平成29年8月29日から施行する。

附 則（平成30年7月5日規程第1160号）

この規程は、平成30年7月5日から施行する。

附 則（令和元年8月1日規程第1195号）

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和2年5月28日規程第1247号）

この規程は、令和2年5月28日から施行する。

附 則（令和3年12月23日規程第1340号）

この規程は、令和3年12月23日から施行する。

附 則（令和4年3月3日規程第1353号）

この規程は、令和4年3月3日から施行する。

附 則（令和5年3月2日規程第1438号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。